

八戸市こどもの国屋外型ベビーケアルーム設置事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、八戸市の総合公園である「こどもの国」に屋外型のベビーケアルームの設置を行うにあたり、その設置事業者を公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

八戸市こどもの国屋外型ベビーケアルーム設置事業

(2) 事業内容

八戸市こどもの国屋外型ベビーケアルーム業務仕様書（別紙。以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 提案限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

機器製作（機器調達含む）及び設置 : 3,980,000円

※納入時の降雪に対する除雪費用は、提案事業者が対応すること

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 八戸市より指名停止を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申し立てもされていない者であること。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(6) 本事業は、複数の事業者による共同提案も可能とする。この場合、次の要件を満たすこと。

① 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は、当該代表事業者が行うこと。

- ② 構成事業者全てが、法人格を有していること。
- ③ 構成事業者全てが、(1)から(5)までの参加資格を満たしていること。
- (7) 過去に、国、地方公共団体等において、類似業務の導入実績を有していること（共同提案の場合は、構成事業者のうち1者以上が導入実績を有していること。）。

4 選定までのスケジュール

日 程 等	項 目
令和8年7月3日（金）から	公募開始
令和8年7月9日（木）午後5時まで	質疑提出期限
令和8年7月14日（火）	質疑に対する回答
令和8年7月20日（月）午後5時まで	参加申込書提出期限
令和8年7月22日（水）	参加事業者決定通知
令和8年8月7日（金）午後5時まで	企画提案書等提出期限
令和8年8月21日（金）	選定結果通知・公表

※ 現時点における予定のため、本市の都合により日程を変更する場合がある。

5 質疑と回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑書（様式1）にて、令和8年7月9日（木）午後5時までに、持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、件名を「こどもの国屋外型ベビーケアルーム設置事業に関する質疑書（業者名）」とし、電話により着信を確認すること。

(2) 提出先

15 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和8年7月14日（火）までに、質疑書の提出者に対し電子メールで回答するとともに、八戸市ホームページに公表する。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 参加申込み提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 共同提案構成事業者一覧表（様式3（共同提案の場合のみ））

- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 履歴事項全部証明書（参加申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ 納税証明書（参加申込日前3か月以内に発行されたもの）

国税：様式その3の3

市税：市税の滞納がないことの証明（八戸市内に本店、支店、営業所等がある場合のみ）

- ⑥ 類似業務実績調書（様式4）

(2) 提出期限

令和8年7月20日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

1部提出すること。なお、共同提案の場合は、③から⑤までについて、全ての構成事業者に係るものを提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出先

15 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(6) 参加事業者の決定

事業者から提出のあった参加申込書等を審査の上、参加事業者を決定し、令和8年7月22日（水）までに、参加申込みのあった事業者（共同提案の場合は、代表事業者）に対し、参加の可否を通知する。

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 企画提案提出書類

- ① 企画提案書
- ② 経費見積書
- ③ 参考資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出先

15 担当部署（書類提出・問合せ先）へ提出すること。

(6) 作成にあたっての留意事項

① 企画提案書

ア 仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたっては、それらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。また、評価基準（別表）に基づき、必要な項目を具体的に記載すること。

イ 仕様書に示した要件以外で、当市にとって優位であると考えられる提案がある場合は、その内容について記載すること。

ウ 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど、専門的知識を持たない者でも理解できるように、簡潔で、かつ、分かりやすい表記とすること。

エ 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

オ 様式は自由とし、ページ数の制限は設けないが、サイズはA4判に統一すること。部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

② 見積書

ア 仕様書の趣旨を理解した上で見積価格を積算し、作成すること（消費税及び地方消費税を含む。）。

イ 見積価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではない。

ウ A4版とし、様式は自由とする。なお、宛名は八戸市長とすること。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 企画提案の選定

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり書類選考により、選定を行う。

(1) 審査員

- ① 都市整備部公園緑地課長
- ② こども健康部こども未来課長
- ③ こども健康部すくすく親子健康課長

(2) 選定方法

- ① 提出された企画提案書の内容について、別表に基づき、審査員ごとに採点を行い、評価点数が最高点となる提案を行った事業者1者を候補者とする。
- ② 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。
- ③ 本プロポーザルに参加する事業者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、その提案者を選定する。
- ④ いずれの場合においても、評価点が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

11 選定結果の通知

選定結果は、令和8年8月21日（金）までに、企画提案をした全ての事業者（共同提案の場合は、代表事業者）に対して書面により通知するとともに、八戸市ホームページに概要を掲載する。

12 契約の締結

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と候補者が協議を行い決定する。ただし、本市と候補者との間で協議が整わないときは、次点の提案者を新たな候補者として協議を行う。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。

14 その他実施上の留意点

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案する事業者の負担とする。
- (2) 選定過程及び選定結果に係る質問及び異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

15 担当部署（書類提出・問合せ先）

八戸市都市整備部公園緑地課 （担当：若江）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館6階）

電話：0178-43-9437 FAX：0178-21-4320

メール：koen@city.hachinohe.aomori.jp

16 関係書類一覧

No.	書 類 名	
1	八戸市こどもの国屋外型ベビーケアルーム設置事業業務仕様書	別紙
2	質疑書	様式 1
3	参加申込書	様式 2
4	共同提案構成事業者一覧表	様式 3
5	類似業務実績調書	様式 4
6	辞退届	様式 5

別表

評価基準

評価項目	評価内容	配点
背景と目的、業務内容の理解	・ 導入の目的を十分に理解し、実施要領及び仕様書に沿った提案となっているか。	15
業務実績	・ 国、地方公共団体等における類似業務の受注実績を有しており、十分な品質が確保されると認められるか。	15
快適性及び利用のしやすさ	・ 利用者及び乳幼児の双方にとって快適で利用しやすいものとなっているか。 ・ ベビーカーや兄弟（姉妹）児にも配慮されたものとなっているか。	60
安心、安全な利用のための対策	・ 利用者が安心して利用できるよう、プライバシーが保護されるものとなっているか。 ・ 利用者が安全に利用できるよう、施錠や使用中などがわかりやすく表示されるか。 ・ 利用中における緊急時への対策がされているか。	50
屋外における耐久性	・ 悪天候や降雪時など全天候に対応しているか。	15
軽量化及び移動の容易さ	・ 適切なスペースを確保しながらも、軽量化がされているか。 ・ イベント時等にも対応するために、移動が容易なものとなっているか。	30
見積額	配点×全体の最低見積額／当該見積額 （小数点以下四捨五入） ※ 提案者が1者の場合は、配点の6割とする。	15
合 計		200

※ 得点は、それぞれの評価項目（見積額に係る分を除く。）について、次に示す5段階評価による得点化方法を基準として算定する。

評価区分	評価内容	得点化基準
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2